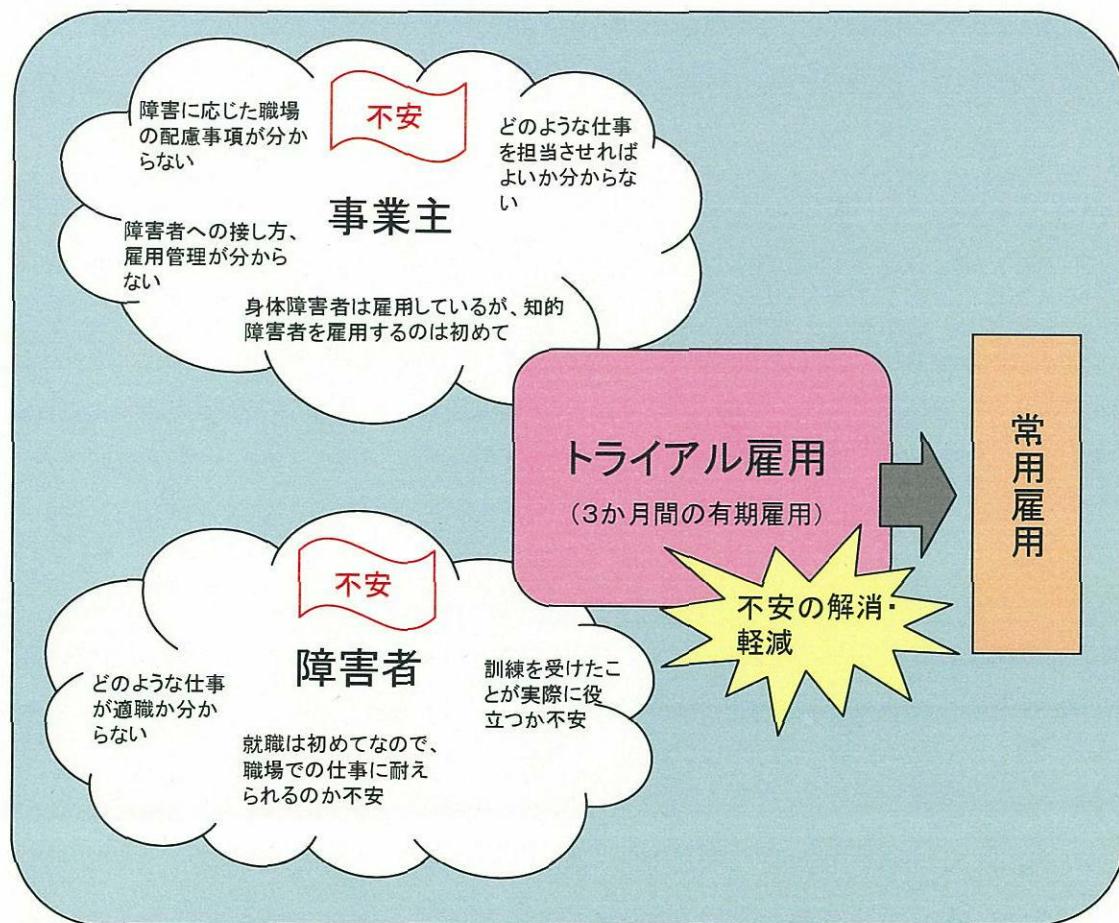


「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり ～障害者試行雇用事業～

障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者雇用に取り組む意欲があっても雇い入れることに躊躇する面もあります。

また、障害者の側でも、これまでの雇用就労経験が乏しいために、「どのような職種が向いているかが分からない」、「仕事に耐えられるだろうか」といった不安があります。

このため、障害者を短期の試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進することを目指します。



- 期 間
3か月間を限度（ハローワークの職業紹介により、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結）
- 奨励金
事業主に対し、トライアル雇用者1人につき、月4万円を支給
- 対象者 6,000人（平成18年度）
↓
8,000人（平成19年度）
- 実 績（平成18年度）
開始者数 6,826人、
常用雇用移行率 83.0%

障害者トライアル雇用事業 実績

	①年度内の 開始者数(人)	②年度内の 終了者数(人)	③常用雇用 移行者数(人)	④常用雇用 移行率(%)
18年度(予算人数6,000人)	6,826	6,251	5,187	83.0
身体障害者(うち重度)	2,249 (1,191)	2,105 (1,036)	1,705 (850)	81.0
知的障害者(うち重度)	3,559 (1,091)	3,262 (988)	2,805 (867)	86.0
精神障害者	973	843	646	76.6
その他	45	41	31	75.6

※

- 1) 終了者 : 年度内に常用雇用移行、期間満了、中途離職した者
- 2) 常用雇用移行者 : ②のうち、試行雇用終了後、引き続き常用雇用に移行した者
- 3) 常用雇用移行率 : ③常用雇用移行者数／②年度内の終了者数